

日薬連発第 556 号
平成 29 年 8 月 7 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、別添のとおり依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

基安労発 0802 第 2 号
平成 29 年 8 月 2 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示しています。平成 29 年の職場における熱中症予防対策については、平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 3-5 号「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（以下「キャンペーン通達」という。）により示したとおり、今年度新たに「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を開始し、業所管省庁や関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、昨年の同時期の状況より報告件数が多くなっていました。熱中症の発症のピークが、一般的に 7 月から 8 月であることを踏まえ、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及びキャンペーン通達に基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。



熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 28、29 年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累積数
平成 29 年 ※同年 7 月末時点 の速報値	22	11	53	86

平成 28 年 ※同年 7 月末時点 の速報値	9	17	37	63	8月	9月	10月 以降
平成 28 年 ※確定値	12	26	162	200	219	39	4

- 平成 29 年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 200 人以上に上ると推定される。
 - 平成 28 年 8 月において、200 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
- ※ いずれも休業 4 日以上労働災害に係る労働者死傷病報告。

（参考）

平成 28 年の職場における熱中症による死傷災害発生概要

平成 28 年の職場における熱中症による死亡者及び休業 4 日以上業務上疾病者の数は 462 人と依然として高止まり状態にある。また、死亡者数は 12 人と、平成 27 年よりも 17 人減少した。そのうち、建設業において死亡者数は 7 人であり、平成 27 年度と同様に高い割合を示している。

平成 28 年に熱中症により死傷した 462 人のうち、271 人が全国的に気温の高かった 7 月 21 日から 8 月末に被災している。また、死亡した 12 人のうち、2 人が 7 月に、6 人が 8 月に被災している。

死亡した 12 人に係る災害の発生状況等をみると、WBGT 値（暑さ指数）の測定は 12 人の災害発生場所においてなされていなかった。また、熱への順化期間（熱に慣れ、当該環境に適応する期間）の設定は 9 人においてなされていなかった。さらに、事業者による水分及び塩分の準備は 8 人、健康診断の実施は 5 人においてなされていなかった。